

<電子的歯科診療情報連携体制整備に関するお知らせ>

当院では、2026 年度(令和 8 年度)診療報酬改定にともない、以下の施設基準を満たす医療機関として地方厚生局に届け出を行っています。医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を通じて、患者さんにより安全で質の高い医療・歯科医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

1. オンライン資格確認および診療情報の取得・活用

- ・当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・患者さんの同意を得たうえで、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を電子的に取得・活用することで、重複投薬の防止や、より適切な処方・治療につなげています。

2. マイナ保険証の利用促進

- ・質の高い医療の提供に向け、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）の積極的な活用をお願いしています。
- ・当院では、患者さんのマイナ保険証利用率の向上に努め、国が定める基準(利用実績)を満たす体制を維持しています。

3. 電子処方箋の導入と活用

- ・当院では、電子処方箋を発行する体制を整え、実際の外来診療において活用しています。
- ・これにより、他の医療機関や薬局との間での迅速な処方情報の共有が可能となり、より安全なお薬の提供に寄与しています。

4. 明細書の無償発行

- ・当院では、医療の透明化および患者さんへの情報提供の観点から、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。

当院は、今後もデジタル技術の活用を推進し、地域の皆さまに安心・安全で質の高い医療・歯科医療を提供できるよう努めてまいります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田歯科医院